

学校いじめ防止基本方針

令和7年度



「愛」のある子ども



出雲市立荒木小学校

はじめに

いじめは、人間の尊厳・人権に係る重大な問題行動であり、生命又は身体に重大な危険を生じさせる行為である。いじめを受けた児童は、教育を受ける権利を著しく侵害されるとともに、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を受ける。

更に、重大な影響レベルに止まらず、いじめを背景として自らの命を絶つという最悪の結末も繰り返されてきている。発しているサインを見逃したり安易な取組で凌いだりする学校の対応に不信の声が上がっている。いまや、待ったなしの窮地にあることを認識しなければならない。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という原点に立ち返り、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切な対応を総合的かつ効果的に推進するために国から示された「いじめ防止対策推進法」、「出雲市いじめ防止基本方針」に基づき、荒木小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1. いじめ防止のための基本的な姿勢

○研修を積み上げたり外部からの声を真摯に受け止めたりするなかで教職員の人権感覚を磨き、人権意識を高める。



※「学校教育目標」のめざす子どもの姿 参照
○「愛」のある子ども
・「命」を大切にする子

○教職員が先頭に立ち、また児童の声に耳を傾けながら学校全体のいじめを許さない雰囲気強める。

○児童と教職員はもとより児童相互の温かな人間関係（＝自他の存在を等しく認め、お互いを尊重し合う心の通った人間関係）を強める。

○些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階からの的確に関わる。早期に発見し、早期の解決を目指す。

○いじめ防止に関わって保護者・地域・関係機関との連携を深める。

○PDCAサイクルの考え方に従い、取組を検証する。期待するような結果が得られない場合は、見直しをして次の取組に生かす。

2. いじめ防止に係る方針

☆全教職員が連動し、組織体としていじめの未然防止に取り組む学校を創る。万が一、いじめが発生した場合には、組織的な体制のもとで早期対応・継続的対応に徹する。

1) いじめ防止委員会の設置

①目的及び設置… いじめ防止対策推進法（平成25年6月）第22条の規定に基づき、荒木小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、荒木小学校いじめ防止対策委員会を設置する。

※参考（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

②いじめの定義…

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

この「定義」を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

※参考（平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」からの

定義変更

改訂点①いじめられる・いじめるという関係性の見直し

「弱い者に対して一方的に」だけではなく、「一定の人間関係の中で」どの子にもいじめは起こり得る。

改訂点②「継続的に」という言葉（条件）の削除

継続的なものはもちろん、一過性のももいじめと捉える。

改訂点③「深刻な」という言葉（条件）の削除

いじめられている子どもが感じている精神的苦痛を適切に把握する。

③構成…**いじめ防止対策委員会** 校長（委員長）、教頭（副委員長）、主幹教諭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、教務主任、養護教諭。この他、校長が指名する教職員によって構成する。

いじめ防止委員会 校内委員会メンバーの他、外部から地域学校運営理事会理事長、主任児童委員、民生委員、少年補導員、PTA代表で構成する。
必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の参加を得て指導・助言を得る。

④取り組む項目 ※基本的に「出雲市いじめ防止基本方針」に連動させている。

委員会は、いじめの未然防止・早期発見・発生時に適切かつ迅速な対策を講じられることを目指して、次のことに取り組む。

①いじめ防止に係る以下の4項目の推進に関すること

- ◎いじめ防止に対する環境づくりや継続的な取組
- ◎いじめ防止のための取組
- ◎インターネットを通じて行われるいじめへの対策
- ◎いじめの早期発見のための取組

②いじめ防止に係る教育活動上の課題の分析、防止策の立案等に関すること

③いじめ防止策の教職員に対する周知、情報提供等に関すること

④発生・認知したいじめに対する適切な対応策の立案に関すること

- ◎いじめ（兆候・訴え）の事実確認
- ◎いじめを受けた児童とその保護者に対する支援
- ◎いじめを行った児童に対する指導とその保護者への助言
- ◎いじめを起こした集団への働きかけ

⑤他校種間・PTA・関係諸機関との連携に関すること

- ⑥P D C Aサイクルによる年間取組の検証に関すること
- ⑦上記事項の他、委員長が必要と認める事項に関すること

⑤会議

- ①必要に応じ、いじめ防止委員会・いじめ防止対策委員会を開催する。
- ②全教職員で気になる児童の情報交換を原則月1回実施する。
- ③地域学校運営理事会において、年4回学校のいじめに対する取組について協議する。

2) いじめ未然防止を進める対応〔未然防止〕

- ① 保幼小中の連携を密にし、就学前及び進学後の段階を含めて子ども同士の人間関係に関わる情報の共有化を図り、いじめ防止の環境づくりに生かす。
- ② いじめの原因・背景、具体的な指導に係る校内研修を積み上げ、教職員の資質向上を図る。職員会議等で平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童にも全校集会や学級活動等で日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。あわせて、保護者・地域への情報発信（啓発）を随時行い、共に歩む体制強化を行う。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力・「違い」を認め高め合える能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- ④ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係に起因するストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にされた授業づくりや一人一人が所属感を味わえる集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対応できる力を育む。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通じて児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるような機会をすべての児童に保障し、自己有用感が高められるように努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような機会も積極的に設ける。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を目ざし、児童に対する情報モラルや情報活用に関する指導の徹底を図る。
- ⑦ 児童会活動の充実と積極的な活用を通じ、児童自らがいじめ問題について学び、主体的に考えていじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑧ 楽しい学校生活を送るために児童・保護者へのアンケート調査を定期的実施し、諸集団の課題を明らかにする。そして、学校が組織的に対応することによって児童の学校生活満足度を高め、安心・充実して過ごすことができる集団づくりを図る。
- ⑨ 学校公開の実施、意見交換会・研修会等を実施し、P T A・地域と課題・現状を共有する。地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校を目ざす。
- ⑩ 所轄警察署等と連携し、少年補導職員や子ども生活安全センター指導員等によるいじめ防止を主眼とした取組を推進する。

3) いじめ発生・認知時における対応（いじめ発生時）

①いじめを受けた児童への対応

- ① 児童・保護者（含 アンケート等）からの兆候・訴えによりいじめと確認した場合には、委員長の指示を受け、生徒指導主任を中心としたいじめ防止対策委員会を開き、児童からの個別聞き取り等を実施し、早急に動き出す。重大事態へと進まないように対応する。

- ⑥人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、悩みの受け止め・親身な指導を実践する。指導の記録をつける。
- ⑦保護者に対してまず事実について説明するとともに、今回のいじめへの今後の対応・繰り返さないための体制（取組）について説明し、理解を得る努力をする。
- ⑧いじめを受けた児童を守り支えるために全教職員に事実について報告し、サポートチームを立ち上げる。見守り等を実施し、解決に向けた支援を継続する。
- ⑨養護教諭・SC・SSW（・医師）と連携して必要に応じてメンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ⑩「緊急避難」として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを組む。
- ⑪家庭訪問等を行い、現状・見通し等について保護者の理解を得、児童に安心感をもたせる。
- ⑫教育委員会に事実関係を報告する。

②いじめた児童への対応

- ①事実の確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的な指導を行う。相手の意思や自己の行為を考えさせ、二度といじめをしない環境づくりを始める。
- ②いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ③家庭に連絡し、指導経過の報告をする。家庭での指導・見守りを確認し、今後の指導に活かす。

③いじめを起こした集団への働きかけ

- ①加害者・被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しても自分の問題としてとらえられるような指導の場をもつ。はやしたてるなど同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ②いじめを直接やめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

④学校としての取組

- ①いじめが起きたという事実を真摯に受け止め、所属集団の日常生活環境等の改善を協議し、豊かな人間関係を育むための取組の再検討を行う。
- ②指導の見直しや授業改善を図りながら、児童が安心・安全で充実した学校生活を送れるように再検討する。

4) いじめによる重大事態発生時における対応〔重大事態発生時〕

①重大事態とは

- (1) ○児童が自殺を企図した場合
 - 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - 児童の身体に重大なケガ・障がいが生じた場合
 - 児童が金品を奪い取られた場合
- (2) いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがある場合
- (3) 児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し出があった場合

②重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

③重大事態の調査

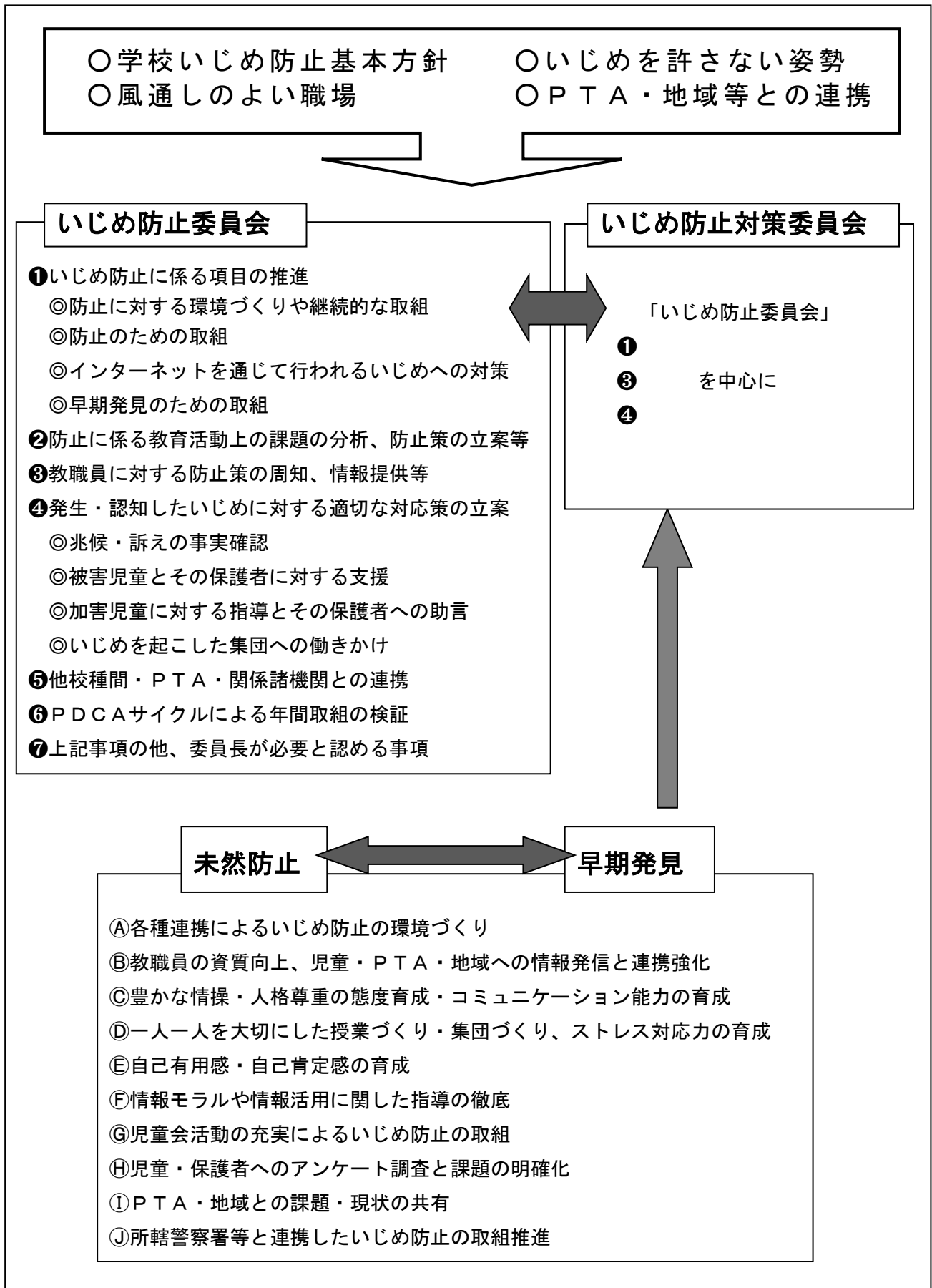
- ①重大事態が生じた場合には、SC・SSW（いじめ防止委員会）に加え、弁護士・精神科医等の専門的知識を有する者を加えた第三者委員会を設けて調査する。

- ②重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、第三者委員会に速やかに提出する。
- ③いじめを受けた児童及び保護者に対しては学校としての説明責任があることを自覚し、包み隠さず情報を提供する。個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

3. いじめ防止に係る行動計画 (予定)

未然防止項目	学校全体で	学級・学年で	外部との連携で	だんだんプロジェクト
①			2月、6月：保幼小連絡会 3月、6月：小中連絡会	・児童対象オリエンテーション 年間通してだんだんタイムの実施
②	各学期始業式： 生徒指導担当の話 1・2学期終業式と修了式 生徒指導担当の話 5月：校内研修（気になる児童の対応） 9月：校内研修（気になる児童の対応） 1月：校内研修（気になる児童の対応） 12月：人権集会 各学期：校内職員研修			
③	通年：縦割り掃除	通年：朝読書 7月：低学年遠足 10月：中学年遠足 2月：6年生と遊ぼう	通年：読み聞かせ	
④		通年：一人一人を大切に した授業づくり・授業研究		
⑤		1月：性に関する指導		
⑥			2学期：情報モラル指導	
⑦	12月：人権集会（生活委員会の発表）			
⑧	各学期：ふれあい週間（教育相談） 「生活アンケート」（児童） 「いじめに関するアンケート」（保護者）	6月・11月：アンケート Q-U（該当学年）		
⑨	各学期：学級・学年懇談 地域学校運営理事会			
⑩			1月：学校警察連絡協議会	

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめに係る組織的対応

